

特 記 仕 様 書

第1条（摘要）

この特記仕様書は、平成30年度耐震性貯水槽設置工事に摘要する。

本特記仕様書に明示なき一般的事項は、

- ・ 山梨県土木工事共通仕様書
- ・ 市川三郷町建設工事執行規則
- ・ その他関係法令

によるものとする。

第2条（工期）

工期は、契約の翌日から平成30年7月27日（金）までとする。

第3条（施工方法）

二次製品耐震性貯水槽の地耐力・浮力の検討に明示した施工方法を熟慮の上、水替え等を適切に行い施工すること。

第4条（二次製品の取扱）

本工事設計書において示す二次製品については、同品に限らず同等品にて監督員を経て契約担当者において承諾された製品であれば、設計書に示した製品を必ずしも使用しなくても差し支えない。

第5条（安全・訓練等に関する施工計画書の作成）

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を策定し、監督員に提出するものとする。

第6条（安全・訓練等の実施）

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、下記の事項から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- 1 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2 本工事内容等の周知徹底
- 3 土木工事安全施工技術指導等の周知徹底
- 4 本工事における災害対策訓練

- 5 本工事現場で予想される事故対策
- 6 その他、安全・訓練等として必要な事項

第7条（安全・訓練等の実施状況報告）

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し、工事完成時に書類と共に報告するものとする。

なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

第8条（提出書類）

本工事は、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事であり、請負者は『建設リサイクル報告様式』により作成した再生資源利用促進計画書を1部（紙）施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

＊『建設リサイクル報告様式』は下記の方法により入手することができる。

- 1 国土交通省ホームページからダウンロード

URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章総則 1－1－20 建設副産物 第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準〔5〕再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、及び『再生資源利用基準〔7〕再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。

第9条（仕様書の疑義等）

本仕様書は主要事項のみ示しており、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。

上記以外の事項について疑義が生じた場合は、委託者・受託者の双方で協議するものとする。